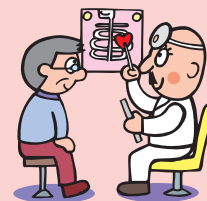


全国医師休診共済会・団体所得補償保険

責任ある先生のために

がん・脳卒中・心臓病など ほとんどすべての病気やケガ で
就業不能になったとき補償します。



団体所得補償保険の特長

**すべてのプランにおいて
精神障害による就業不能も補償の対象になります！**

※詳細はパンフレットP.3をご覧ください。

①割安な保険料

保険料は団体割引 **20%** となっております。
全国医師休診共済会を契約者とする団体契約のため、
個人でご加入いただくより20%引の保険料でご加入いただけます。

②長期療養も安心

ケガや病気で就業不能になったとき最長1年間まで補償されます。

③24時間の補償

事故の発生が業務中か業務外か、また国内か国外かに関係なく補償します。

④楽しみな無事故戻し

無事故の場合は、保険料の20%が戻ります。
(中途脱退の場合、返れい金はありません。)

⑤天災でのケガを補償

地震、噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能についても補償されます。

⑥手続き簡単

医師の診査は不要。いつでも加入できます。
※加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

⑦便利な月払、口座振替

保険料のお支払いは月払、口座振替がご利用できます。(基金からの差し引きも可能です。)

⑧自動継続

毎年6月1日の契約更新時に自動継続され、手続き漏れがなく安心です。

補償内容が充実しています。

①入院による就業不能を手厚く補償するプラン

従来は支払対象外期間(お支払いできない期間)として4日を設定し、就業不能開始後5日目からが保険金支払対象期間となっていたが、入院による就業不能時には、手厚く補償します。

※この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。(医師の指示による自宅療養時は、4日を超えての就業不能時にお支払いの対象となります。)

※初めて特約をセットした契約の保険始期前にすでにかかっている病気やケガにより就業不能になった場合は、特約部分については保険金支払対象になりません。
【入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)】

②長期の継続加入が可能に。保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日保険金をお支払いするまで契約を継続できます。

がん、心筋こうそく等の大きな病気をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせず継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。

※なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。

(※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

【通算支払限度期間に関する特約】

③新・事業主費用補償プラン！

従業員等の給与に加えて、かかる固定費について手厚く補償します。

おすすめプランです！

万一の場合の葬祭費用も補償するプラン

先生がお亡くなりになられた場合、ご親族が負担された葬祭費用を補償します。(ただし、100万円が限度です。)

※ご加入を希望される方は取扱代理店までお問い合わせください。別途保険料等をご案内します。

所得補償保険の概要（お支払いする保険金）

I. 所得補償保険金

保険の対象となる方が保険期間中に日本国内・国外において、病気またはケガによって就業不能になったときは、支払対象外期間を超える就業不能1か月につき所得補償保険金を、1年間を限度としてお支払いします。

II. 死亡保険金（傷害による死亡・後遺障害補償特約）

保険の対象となる方が保険期間中に日本国内・国外において、交通事故やその他の急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。

III. 後遺障害保険金（傷害による死亡・後遺障害補償特約）

保険の対象となる方が保険期間中に日本国内・国外において、交通事故やその他の急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被り、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。



※上記II、IIIの保険金は重複して支払われますが、支払保険金の総額は、保険期間を通じ、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険金額が限度となります。

保険金をお支払いできない主な場合

I. 所得補償保険金

■ 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能については保険金をお支払いしません。

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- ④ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など



■ 次の事由によって被ったケガによる就業不能については、保険金をお支払いしません。

- ⑦ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など

■ 次に該当する就業不能については、保険金をお支払いしません。

- ⑨ 精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能^(注)
- ⑩ 妊娠または出産を原因とした就業不能

（注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する個人・個人またはこれらと連携するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

II. 死亡・後遺障害保険金（傷害による死亡・後遺障害補償特約）

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 妊娠、出産、早産または流産
- ⑥ 外科的手術その他の医療処置
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合）
- ⑨ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑩ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ⑪ 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など

保険金のお支払方法等重要な事項は、6ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

精神障害拡張補償特約が一律セットされます。

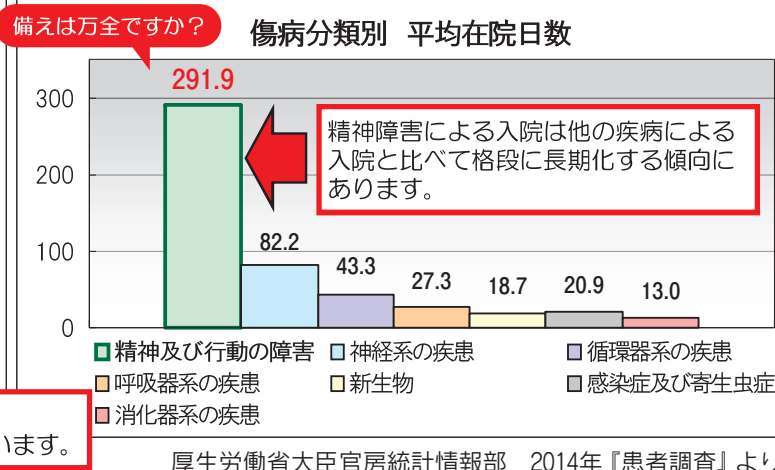
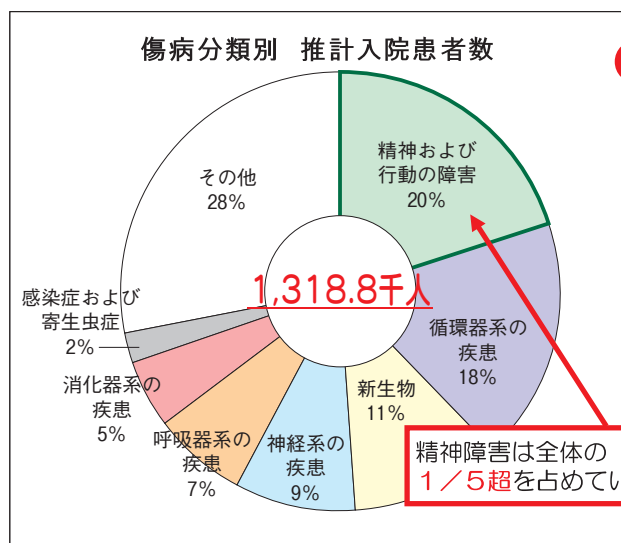
血管性認知症や統合失調症などの精神障害による就業不能時にもお支払い対象となります。

(注) 本年度新規加入または継続加入の保険始期前にすでにかかっている病気やケガにより就業不能となった場合は、特約部分については、保険金のお支払い対象にはなりません。

お引受限度額について（先生方対象）

ご年齢	限度額
～満69歳まで	600万円まで
満70～満74歳	100万円まで（継続加入の場合は200万円まで）
満75～満79歳	50万円まで（継続加入の場合は100万円まで）
満80～満89歳	50万円まで

こころの病の実態をご存知ですか？



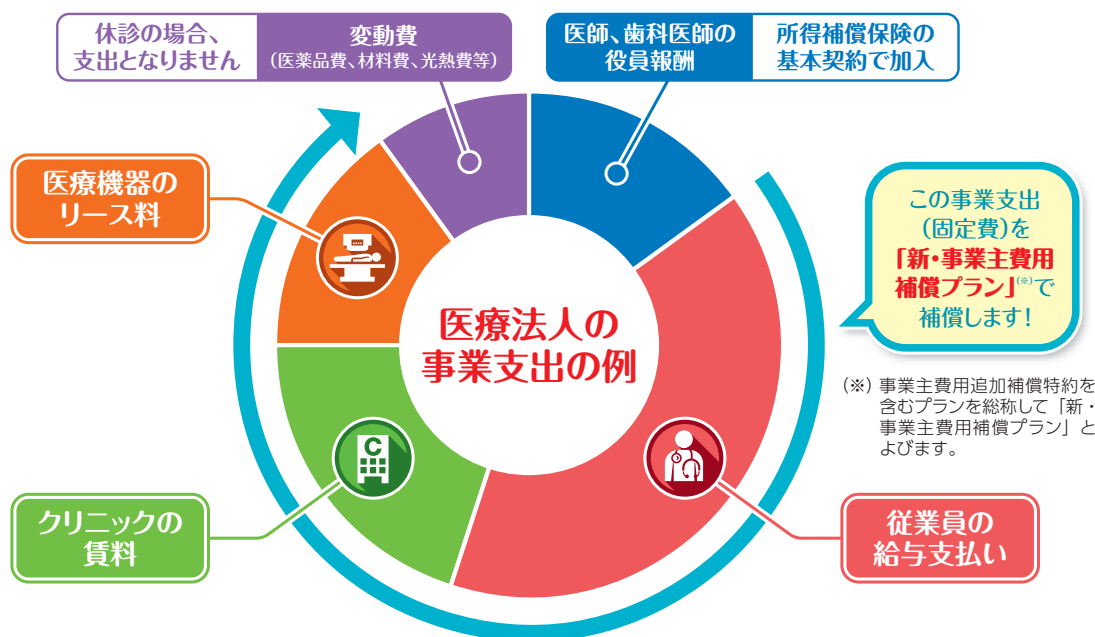
精神障害拡張補償特約の補償範囲

		2014年度以降契約 (精神障害拡張補償特約セット)	従来までの補償
精神および行動の障害	気分障害（躁病、うつ病など） 統合失調症、神経衰弱 など	○	×
	血管性認知症 など	○	×
	アルコール依存 薬物依存 など	×	×

(注) 精神障害拡張補償特約の補償範囲は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99（F10からF19を除きます。）に規定された内容に準拠します。

新・事業主費用補償プラン

開業医の先生におすすめのプランです



■ 所得補償保険の基本補償とは別に、保険金額の設定が可能です。

5つのメリット

1 休診中の従業員等への給与や手当などを補償。

病気やケガによって休業され、やむを得ず休診した場合、診療再開までの期間中に従業員などに支払った給与や手当などを補償します。

2 休診中の家賃や医療機器のリース料を補償。

病気やケガによって休業され、診療再開までの休診期間中に支払続ける家賃や医療機器のリース料を補償します。

3 病気だけでなく、ケガについても補償。

4 無事故返れい金をお返しします。

1年間無事故で保険金のご請求をされなかった場合は、保険料の20%を無事故返れい金としてお返しいたします。

5 加入手続きは簡単。医師の診査も不要です。

ご加入にあたっては、所定の告知書の質問事項にお答えいただくだけです。医師による診査は必要ありません。

(注) 健康告知の内容によってはご加入にできない場合があります。

ご契約のイメージ

● 医師が1名の医療法人

所得補償保険(基本補償)と「新・事業主費用補償プラン」のご契約(イメージ)は以下のとおりです。

【例】 医師の医療収入が月額800万円、医師の役員報酬が月額200万円、従業員等の給与が月額320万円、その他の費用(地代家賃・医療機器リース等)のうち固定費が80万円の場合

医師の医療収入				
800万円/月				
支出内訳	医師の役員報酬	従業員等の給与	その他の費用 (地代家賃・医療機器リース等)	医薬品費 (材料費・委託費)
	通常の支出(固定費)			通常の支出(変動費)
	200万円/月	320万円/月	80万円/月	40万円/月
ご加入プラン	所得補償保険 (基本補償プラン)	新・事業主費用補償プラン※		
保険金額	200万円/月	400万円/月		

※「事業主費用追加補償プラン」のご加入条件

- ① 医師が1名の医療法人であること
- ② 被保険者が事業主であること
- ③ 医師の有資格者がその被保険者以外にいないこと

ご自身の医療法人の 加入内容をぜひ点検ください

もし先生が病気やケガで休診した際の支出

もし従業員の方が
病気やケガで就業
不能の場合の支出

先生の 役員報酬	従業員皆さんへの 給与のお支払い	その他の費用 (地代家賃、医療機器リース料等)	代診医の 雇入れ費用	就業不能の従業員への 給与のお支払い
保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円
保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円
保険料（月払、一時払） 円				

現在の
ご加入内容
ご確認ください

「新・事業主費用補償プラン」

先生の 役員報酬	従業員皆さんへの 給与のお支払い	その他の費用 (地代家賃、医療機器リース料等)	代診医の 雇入れ費用	就業不能の従業員への 給与のお支払い
保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円	保険金額（月額） 万円
保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円	保険料 （月払、一時払） 万円
保険料（月払、一時払） 円				

「新・事業主
費用補償
プラン」に
ご加入の場合

新・事業主費用補償プランでは、赤字部分を補償します。

2025年度ご加入に際してのご注意

ご加入ができるコースとできないコースがあります。

	基本補償	専業主婦入院安心プラン	代診費用補償プラン	新・事業主費用補償プラン
開業会員	○	×	○	○
勤務会員	○	×	○	×
事務職員	○	×	×	×
看護師・技師	○	×	×	×
専業主婦の奥さま	×	○	×	×

注1 “事務職員”とは、病院の受付係、事務長、医療法人の理事などの方をいいます。

注2 “看護師・技師”とは、看護師・レントゲン技師などの方をいいます。

※看護師・技師・専業主婦入院安心プラン、代診費用補償プランにご加入希望される方は取扱代理店までお問い合わせください。別途保険料等をご案内します。

年齢条件にご注意
ください。

詳細は
P 7 ■加入条件
●被保険者
をご確認ください。

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり、保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

保険金のお支払例

契約内容 一人医師医療法人の「Aクリニック」がB理事長を対象に以下の内容でご加入。

■所得補償保険（基本補償） 200万円／月 ■新・事業主費用補償プラン 100万円／月

※対象期間1年、支払対象外期間4日、入院による就業不能追加補償特約（支払対象外期間0日）セットの場合

事故発生 B理事長が肺炎で入院!! 2か月間休診した後、事業を再開。

「Aクリニック」が実際に
支出した費用

「Aクリニック」は、B理事長に、役員報酬400万円を支払い続けた。
看護婦CさんとDさんに対して2か月分の給与を計80万円、休診中の家賃20万円、
合計100万円を支払った

新・事業主費用補償プランは下記計算式によって算出した額を限度として、実際に支出した費用を保険金としてお支払いします。

■お支払いする保険金の限度額 = 保険金額（月額）× 対象期間内の就業不能期間の月数

このケースでは、

■所得補償保険（基本補償） 400万円 = 200万円 × {1か月 + 30日 / 30日 × 2か月}
 ■新・事業主費用補償プラン 100万円 < 200万円 = 100万円 × {1か月 + 30日 / 30日 × 2か月}

実際に出した費用 お支払いする保険金の限度額

お支払いする
保険金 B理事長の休診について、500万円を保険金としてお支払いします。
所得補償保険（基本補償）（400万円）+ 事業主追加補償プラン（100万円）= 500万円

- 就業不能期間が1か月に満たない場合、また1か月以内の端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割計算します。
- 「入院」による就業不能の場合は、支払対象外期間（4日）の間の入院期間についてもお支払いします。
（入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）セットの場合）
- ※この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間（4日）を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間（4日）の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：全国医師休診共済会
- 保険期間：2025年6月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年5月27日
- 加入条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：加入条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：全国医師休診共済会の会員
- 被保険者：〈会員本人（医師）〉新規加入の場合、満79歳以下の方（継続加入の場合は満89歳以下の方）が対象となります。
- 〈その他（会員の配偶者、従業員）〉新規加入の場合、満59歳以下の方（継続加入の場合は満69歳以下の方）が対象となります。
- なお、家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は、満16歳以上満69歳以下で主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方（家事従事者）にかぎりず。
- 代診費用補償プランをセットされる場合、事業主および事業主と雇用、委任等の契約関係がある方を被保険者としてご加入いただけます。（新規加入の場合、満79歳以下の方（継続加入の場合は満89歳以下の方）にかぎりず。）
- 事業主追加費用補償特約については、以下の条件をすべて満たす方を被保険者とすることができます。
- ①医師の資格を有する方であること
- ②事業主であること
- ③同一事業体において他の医師の資格を有する方がいないこと
- お支払方法：2025年7月より基金から差し引きまたはお届け口座からの引き取りとなります。（毎月、全12回払）
- お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
既 加 入 者 の 皆 さ ま	新規加入者の皆さま	
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^{※1}	添付の「返信用FAX用紙」に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の愛媛県医師協同組合までFAXください。
	継続加入を行わない場合	愛媛県医師協同組合より改めてお手続方法をご案内します。
	前年と同等条件のプラン（送付のご案内文書掲載、前年同型）で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。

※1 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は愛媛県医師協同組合までお問い合わせください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、申込書手続き（告知書を含みます。）を行った日の翌日から2026年6月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月より毎月基金から差し引きまたはお届け口座から引去りとなります。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金：保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
- （注）保険期間の中途で解約（脱退）等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険 (基本補償) (＊) 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{(※1)} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} \div \text{月数}^{(※3)}$ $\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} = \text{就業が}^{\text{a}}\text{できない期間} - \text{支払対象外期間}$ (※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 (※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業	● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（※） 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。 （注7）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日または7日までとなります。 （注8）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から4日または7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	（注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません）。 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
家事従事者特約（※） 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{(※1)} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} \div \text{月数}^{(※3)}$ $\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} = \text{就業が} \text{できない期間} - \text{支払対象外期間}$ （※1）加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいいます。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 （※2）加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 （※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 （注1）対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神病的障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 （注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません）。 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
傷害による死亡・後遺障害補償特約 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によってケガをされた場合	（1）死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{特約保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
傷害による死亡・後遺障害補償特約	(2) 後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて特約保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝特約保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
入院初期費用補償特約（＊）	被保険者が入院初期費用を負担することにより被る損失に対して、入院初期費用保険金額をお支払いします。 (※) この特約の支払対象外期間を超える入院が終了した後、被保険者がその入院の原因となった身体障害により再び入院した場合は、後の入院については、保険金をお支払いしません。ただし、基本補償の支払対象外期間を超える就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に再び就業不能となり入院した場合は、新たな入院とみなします。	● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による入院に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる入院に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する入院に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた入院 ⑩妊娠または出産を原因とした入院 (注) 精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。）。
葬祭費用補償特約（＊）	被保険者の親族が負担した葬祭費用の実費について、葬祭費用保険金額を限度に保険金をお支払いします。	● 次の事由による被保険者の死亡に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③自動車、原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など
事業主費用補償特約（代診費用補償）（＊）	対象期間内に事業主が代行者雇入れ費用として実際に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。 ①代行者の給与、手当、交通費等の費用 ②代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用 お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した金額を限度とします。 事業主費用保険金の額＝特約保険金額（月額）^(※1) × 対象期間内における就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^(※2) の月数^(※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^(※2) ＝ 就業ができない期間－支払対象外期間 (※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 (※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。	● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるための費用等を負担した場合	(注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金がお支払された場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6) 支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用に対しては、保険金をお支払いしません。 (注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。 (注8) 入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、事業主費用補償特約の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、事業主費用補償特約の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日または7日までとなります。 (注9) 入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から4日または7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	⑨精神障害性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 (注) 精神障害性障害補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません）。
【事業主費用追加補償特約】 被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるまでの間等事業を一時的に休止せざるを得ない場合	【事業主費用追加補償特約】 対象期間内に事業主が事業を休止した日から事業を再開した日までの間に支出した以下の費用を保険金として事業主にお支払いします。 ①事業主が給与等の費用を支払っていた従業員等に対して就業規則等に基づき支払い続ける給与等の費用 ②地代家賃および営業用機器等の賃貸料等の費用 お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって算出した額を限度とします。 事業主費用追加保険金の額＝ $\text{特約保険金額（月額）}^{(※1)} \times \text{対象期間内における就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(※2)} \text{の月数}^{(※3)}$ 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）$^{(※2)}$＝ $\text{就業が}^{\text{3}}\text{できない期間} - \text{支払対象外期間}$ (※1) 加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 (※3) 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1) 対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。	●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為$^{(※1)}$を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見$^{(※2)}$のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）（続き）

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
事業主費用追加補償特約（※）	【事業主費用追加補償特約】被保険者が日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった結果、事業主が被保険者の代行者を雇い入れるまでの間等事業を一時的に休止せざるを得ない場合 （注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入（※）および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約関係が消滅した日以降に発生した費用、事業主が事業を再開しなかった場合の事業主追加費用に対しては、保険金をお支払いしません。 （注7）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。 （注8）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、事業主費用追加補償特約の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、事業主費用追加補償特約の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日または7日までとなります。 （注9）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から4日または7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	（注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません）。 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- （※）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。
- （※1）所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- （※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他で注意いただくこと

- 特定疾病等対象外特約について
 - ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 - （注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

〈補償対象外とする疾病・症状の例〉

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 基本補償および代診費用補償プランの保険金額の設定について
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償および代診費用補償プランの保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
 - （※）公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
 - ・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
 - （※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

その他で注意いただくこと（続き）

〈基本補償〉

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

（注）家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額（月額）は15万円が限度となります。

〈代診費用補償プラン〉

被保険者	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
個人事業主本人が被保険者となる場合	85%以下
上記以外	100%以下

- 事業主費用追加補償特約の保険金額の設定について
ご加入いただく事業主費用追加補償特約の保険金額の設定については、被保険者が就業不能となった際に事業主が支出する事業主追加費用の額（月額）の範囲内で設定します。

用語の説明

用 語	用 語 の 定 義
疾病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に對しては、保険金をお支払いしません。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 （保険金をお支払いする期間）	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。 （※）骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 （※）骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者と認められる方1名をいいます。
給与等の費用	賃金、給与、手当、賞与其他名称のいかなを問わず、労働の対価として事業主が従業員等に支払っていたすべてのものをいいます。ただし、退職金、見舞金、出張旅費・宿泊費、事業主が全額負担する保険料等を含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

〈家事従事者特約の場合の「就業不能」「平均月間所得額」「所得」は、下記のとおりです。〉

用 語	用 語 の 定 義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 （※）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平均月間所得額	2025年3月現在、183千円とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務^(※1)

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※2)の加入状況

（※1）家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。

（※2）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要がありました。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。

・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

（注）家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。

①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合

②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合

③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合

④他の保険契約等がある場合

など

〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。

お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

〈重大事由による解除等〉

- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

※中途加入の場合は、申込書手続き（告知書を含みます。）を行った日の翌日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※） 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1） 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

（注2） 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注3） 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。
- 保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	80%
東京海上日動火災保険株式会社	20%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- ☐ 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。
（新・事業主費用補償プランにご加入の場合）
- ☐ 被保険者は、医師の資格を有し、事業主で、同一事業体に他の医師がいない方ですか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等への相談・苦情・連絡窓口）

- 団体契約者 **全国医師休診共済会**
〒104-0031 東京都中央区京橋2-11-8（全医協連会館）
TEL：03-3562-4345 FAX：03-3562-4331
- 取扱代理店 **愛媛県医師協同組合** 担当：松本・日野
〒790-0011 松山市千舟町4-5-2 平成ビル3階（受付時間：平日の午前9時から午後5時半まで）
TEL：089-986-9978 FAX：089-993-7317
- 引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社（幹事保険会社）愛媛支店 法人支社** 担当：新保・永井
〒790-0011 松山市千舟町4-6-3（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
TEL：050-3798-8677 FAX：089-933-9582

東京海上日動火災保険株式会社 愛媛支店法人支社
〒790-8561 松山市本町2-1-7（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
TEL：089-915-0077（代表） FAX：089-915-2747
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（ナビダイヤル）0570-022808（通話料有料）
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

2025年度 団体所得補償保険 月払保険料表

保険期間 1 年間、支払対象外期間 4 日、入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間 0 日）
対象期間 1 年、団体割引 20% 適用
天災危険補償特約あり、精神障害拡張補償特約あり、職種級別 1 級

1. 所得補償基本契約（傷害特約*なし） 2. 新・事業主費用補償プラン（事業主費用追加補償特約） 保険料単位：円

所得（万円）	30	50	80	100	150	200	250	300	400	600
所得（万円）	30	50	80	100	150	200	250	300	400	600
満20～24歳	3,420	5,700	9,120	11,400	17,100	22,800	28,500	34,200	45,600	68,400
満25～29歳	3,810	6,350	10,160	12,700	19,050	25,400	31,750	38,100	50,800	76,200
満30～34歳	4,440	7,400	11,840	14,800	22,200	29,600	37,000	44,400	59,200	88,800
満35～39歳	5,340	8,900	14,240	17,800	26,700	35,600	44,500	53,400	71,200	106,800
満40～44歳	6,450	10,750	17,200	21,500	32,250	43,000	53,750	64,500	86,000	129,000
満45～49歳	7,650	12,750	20,400	25,500	38,250	51,000	63,750	76,500	102,000	153,000
満50～54歳	8,850	14,750	23,600	29,500	44,250	59,000	73,750	88,500	118,000	177,000
満55～59歳	9,390	15,650	25,040	31,300	46,950	62,600	78,250	93,900	125,200	187,800
満60～64歳	9,720	16,200	25,920	32,400	48,600	64,800	81,000	97,200	129,600	194,400
満65～69歳	9,720	16,200	25,920	32,400	48,600	64,800	81,000	97,200	129,600	194,400
満70～74歳	14,880	24,800	39,680	49,600	74,400	99,200	129,600	159,200	212,000	318,000
満75～79歳	20,190	33,650	53,840	67,300	100,950	134,900	168,850	202,800	267,060	400,590
満80～89歳	30,750	51,250	78,880	98,900	148,350	197,800	247,250	306,700	409,100	613,650

↑ 水色の部分は継続保険料であり、新規の方はご加入できません。

3. 所得補償基本契約（傷害特約*あり） 保険料単位：円

所得（万円）	30	50	80	100	150	200	250	300	400	600
所得（万円）	30	50	80	100	150	200	250	300	400	600
傷害（万円）	3,000	5,000	8,000	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
満20～24歳	6,678	11,130	17,808	22,260	27,953	33,640	39,353	45,053	56,453	79,253
満25～29歳	7,068	11,780	18,848	23,560	29,903	36,240	42,603	48,953	61,653	87,053
満30～34歳	7,698	12,830	20,528	25,660	33,053	40,440	47,853	55,253	70,053	99,653
満35～39歳	8,598	14,330	22,928	28,660	37,553	46,440	55,353	64,253	82,053	117,653
満40～44歳	9,708	16,180	25,888	32,360	43,103	53,840	64,603	75,353	96,853	139,853
満45～49歳	10,908	18,180	29,088	36,360	49,103	61,840	74,603	87,353	112,853	163,853
満50～54歳	12,108	20,180	32,288	40,360	55,103	69,840	84,603	99,353	128,853	187,853
満55～59歳	12,648	21,080	33,728	42,160	57,803	73,440	89,103	104,753	136,053	198,653
満60～64歳	12,978	21,630	34,608	43,260	59,453	75,640	91,853	108,053	140,453	205,253
満65～69歳	12,978	21,630	34,608	43,260	59,453	75,640	91,853	108,053	140,453	205,253
満70～74歳	18,138	30,230	48,368	60,460	85,253	110,040	134,830	159,620	209,410	309,210
満75～79歳	23,448	39,080	62,528	78,160	117,253	151,040	184,830	218,620	282,410	426,210
満80～89歳	34,008	56,680	88,880	111,460	168,353	221,200	274,053	326,903	414,703	621,703

↑ 水色の部分は継続保険料であり、新規の方はご加入できません。

・ 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によりします。
・ ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約、事業主費用追加補償特約保険料を除きます。（2025年3月現在）
※この保険料表にないプランについては、取扱代理店までお問い合わせください。別途保険料等をご案内します。
※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。